

市町村に提出する

給与支払報告書等の作成及び提出についての手引書

目 次

1. ま と め	1
2. 給与支払報告書（個人別明細書）	1
3. 給与支払報告書（総括表）	3
4. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収	5
5. 市町村所在地一覧表	9

—給与支払報告書の提出範囲について—

個人住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、前年中に給与等を支払ったすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）について、次のとおり翌年1月31日※までに提出してください。
※1月31日が土曜日・日曜日の場合は、2月第1月曜日が提出期限となります。
• 在職者[すべての従業員等]…翌年1月1日現在の従業員等住所地市町村に提出
• 退職者[前年支払額30万円超]…退職日現在の従業員等住所地市町村に提出

—個人住民税の特別徴収（給与からの差し引き）について—

翌年4月1日現在に在職する従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）の給与所得に対する個人住民税は、法令により特別徴収（給与からの差し引き）が義務付けられていますので、特別徴収の徹底にご協力をお願いします。
※普通徴収（個人納付）の対象は、翌年3月31日までの退職者や、毎月給与の支払がない従業員等に限られます。

—電子申告（eLTAX）による給与支払報告書及び源泉徴収票の一括提出について—

電子申告（eLTAX）を利用して個人住民税の給与支払報告書と所得税の源泉徴収票の同時作成・一括送信することで、給与支払報告書は従業員等の住所地市町村に、源泉徴収票は給与支払者の所轄税務署にそれぞれ提出できますので、電子申告（eLTAX）による提出をお願いします。
※基準年（前々年）に提出すべき所得税の源泉徴収票の枚数が100枚以上の場合は、電子申告（eLTAX）等により給与支払報告書を提出する義務があります。

滋賀県、兵庫県
京都府、奈良県 市・町・村
大阪府、和歌山県

1. ま と め

この手引書は、個人住民税の基礎資料となる給与支払報告書等の作成方法や提出方法をまとめたもので、市町村へ提出していただく調書は次のとおりとなります。

なお、給与支払報告書の入手場所については、市町村へお問い合わせください。

※個人住民税の給与支払報告書は所得税の源泉徴収票と提出範囲が異なり、前年中に給与等を支払ったすべての従業員等（パート・アルバイト、役員等を含む。）について、提出が必要です。

調書の種類	提出が必要となる場合	提出先	提出期限
給与支払報告書 (個人別明細書)	令和5年1月1日から令和5年12月31日までの間に、俸給、給料、賃金、歳費、賞与、財形給付金、財形基金給付金その他これらの性質を有する給与を支払った場合、当該給与の受給者分(市町村提出用1枚を提出してください。)	受給者の令和6年1月1日現在の住所地の市町村の担当課へ提出してください。提出先市町村の所在地は「5.市町村所在地一覧表」(9~14ページ)に記載しております。	令和6年1月31日(水)まで
給与支払報告書 (総括表)	上記、個人別明細書を提出していただく場合(提出する市町村別に1枚ずつ添付してください。) なお、市町村によっては、葉書等で送付する場合がありますので、それを利用してください。	受給者の令和6年1月1日現在の住所地の市町村の担当課へ提出してください。提出先市町村の所在地は「5.市町村所在地一覧表」(9~14ページ)に記載しております。	令和6年1月31日(水)まで
給与支払報告に係る特別徴収 給与所得者異動届出書 〔給与支払報告に係る異動届出書と特別徴収に係る異動届出書が同じ様式になっています。〕	①個人別明細書を提出後、転勤、退職等の理由によって給与の支払を受けなくなった場合 ②特別徴収税額のある方が、転勤、退職等の理由によって給与の支払を受けなくなった場合	給与の支払を受けなくなった受給者の住所地の市町村の担当課へ提出してください。提出先市町村の所在地は「5.市町村所在地一覧表」(9~14ページ)に記載しております。 なお、特別徴収税額のある方で、令和5年1月1日と令和6年1月1日の住所地が異なる場合は2部作成のうえ、各々の関係市町村へ提出してください。	異動があつた月の翌月10日まで

2. 給与支払報告書（個人別明細書）

- ① 提出期限……………令和6年1月31日（水）
- ② 提出先……………受給者の令和6年1月1日現在の住所地の市町村へ提出してください。
提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」(9~14ページ)に記載しております。
- ③ 書き方……………給与支払報告書（個人別明細書）は、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票と規格・様式を統一して、複写により同時に作成できる仕組みとなっています。
別冊「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照のうえ、以下の事項に留意して記載してください。

〈「摘要」欄の記載における留意事項〉

○前年中途就職者である場合

前職給与等を通算して年末調整された場合は、前職給与支払者の名称・所在地・退職年月日・支払金額・源泉徴収税額・社会保険料等を、記載例を参考に記載してください。

※「中途就・退職」欄にも、該当区分に「○」及び就職日を記載してください。

○同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が障害者である場合

同一生計配偶者が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、氏名・同一生計配偶者である旨を記載してください。

※「障害者の数」欄にも、障害者である同一生計配偶者の人数を含めて記載してください。

○租税条約に基づいて源泉所得税等の免除を受ける場合

租税条約による教授等又は学生・事業修習者等の免税の対象となる給与等を居住者に支払った場合は、従業員等から提出された租税条約に関する届出書を基に、免税対象額・該当条項「○○条約○○条該当」を記載してください。

※従業員等の「住所又は居所」欄には外国における住所を、「支払金額」欄には免税対象額も含めて、外国人の場合は「外国人」欄に「○」を、それぞれ記載してください。

○控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合

扶養親族の氏名を記載（16歳未満の場合は氏名の後に「(年少)」を記載）し、氏名の前には括弧書きの数字を付してください。

○所得金額調整控除の適用がある場合は、該当する要件に応じて、対象となる同一生計配偶者又は扶養親族の氏名等を記載してください。

ただし、「(源泉・特別) 控除対象配偶者」欄・「控除対象扶養親族」欄・「16歳未満の扶養親族」欄に対象となる同一生計配偶者又は扶養親族の氏名を記載した場合は、記載を省略できます。

○退職手当等の支払を受ける配偶者（合計所得金額133万円以下の者に限る）又は扶養親族がいる場合は、その者の氏名、配偶者又は扶養親族である旨、生年月日、住所及び合計所得金額の見積額を記載するとともに、その者が障害者又は特別障害者である場合、非居住者である場合にはそれぞれその旨を、納税者が寡婦又はひとり親である場合にはその旨を記載し、氏名の前には（退）を付してください。

〈控除対象配偶者・扶養親族に関する各欄の記載における留意事項〉

- 「(源泉・特別) 控除対象配偶者」・「控除対象扶養親族」・「16歳未満の扶養親族」について、該当の欄にそれぞれ個人番号を記載してください。
 - 「5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号」欄には、5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号を記載し、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名の前に記載した括弧書きの数字を付し、氏名との対応関係が分かるようにしてください。
 - 「5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号」欄には、5人目以降の16歳未満の扶養親族及び退職手当等の支払を受ける配偶者又は扶養親族の個人番号を記載し、個人番号の前には「摘要」の欄において氏名等の前に記載した括弧書きの数字又は(退)を付し、氏名との対応関係が分かるようにしてください。

記載例

電算処理の場合 のご注意

「(源泉) 控除対象
配偶者の有無等」
及び「未成年者」
より右側の各欄
(年月日記載部分
を除く)は、該當
する項目について
アスタリスク (*)
印)を印字してく
ださい。

3. 給与支払報告書（総括表）

給与支払報告書（個人別明細書）を市町村に提出する場合には、そのまとめとして、提出する市町村ごとに、この総括表を1枚ずつ添付して提出してください。

書き方……次により□枠内に記載してください。

(ア) 「提出日」欄

提出年月日を記載してください。なお、再提出する場合は「1. 追加」「2. 訂正」のいずれかの番号を□枠に記載してください。

(イ) 「給与の支払期間」欄

報告人員に給与を支払った期間を記載してください。

(ウ) 「給与支払者の個人番号又は法人番号」欄

給与支払者の個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

(エ) 「給与支払者の名称又は氏名」欄

給与支払者が法人である場合には名称を、個人である場合には氏名を記載してください。また、フリガナはカタカナで記載してください。

(オ) 「所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業所の名称」欄

給与所得について所得税を源泉徴収している事務所又は事業所の名称を記載してください。

(カ) 「同上の所在地」欄

(オ)の事務所又は事業所の所在地を町名、番地等まで正確に記載してください。また、フリガナ及び郵便番号をそれぞれの欄に記載してください。

(キ) 「特別徴収関係書類の送付先」欄

(オ)の事務所又は事業所に関する関係書類の送付先が所在地と異なる場合に、送付先として町名、番地等まで正確に記載してください。

(ク) 「給与支払者が法人である場合の代表者の氏名」欄

代表者の氏名（給与支払者が国の機関であるときは、経理責任者の職、氏名）を記載してください。

(ケ) 「連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号」欄

この報告書について応答できる方の氏名、所属課、係名及びその電話番号を記載してください。

(コ) 「関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号」欄

関与税理士等へ依頼される場合は、関与税理士等の氏名、所在地及び電話番号を記載してください。

(サ) 「指定番号（給与支払者番号）」欄

市町村から通知を受けた、令和5年度特別徴収義務者指定番号を記載してください。新規に該当するため指定番号がない場合は「1. 新規」の番号を□枠に記載してください。

(シ) 「事業種目」欄

事業内容について記載してください。例えば、百貨店、建設業、不動産業、化粧品販売業等。

(ス) 「受給者総人員」欄

令和6年1月1日現在において給与の支払をする事務所又は事業所から、給与の支払を受けている者の在職者総人数（令和5年中の退職者を除く。）を記載してください。

(セ) 「報告人員」欄

提出先の市町村に「給与支払報告書（個人別明細書）」を提出する人数を、特別徴収：住民税を給与から差し引きする人〔在職者〕、普通徴収：住民税を給与から差し引きできない人〔退職者・退職予定者、乙欄・その他〕に分けて記載してください。

※在職者は、パート・アルバイト、役員等を含め、すべて特別徴収の対象となります。

(ソ) 「所轄税務署」欄

所得税の源泉徴収を行っている事務所又は事業所を管轄する税務署名を記載してください。

(タ) 「給与の支払の方法及びその期日」欄

給与の支払方法を月給、週給、日給等の別と、その支払期日を毎月30日、毎週土曜日、毎日の

ように記載してください。

(チ) 「特別徴収納入書 必要・不要」欄

特別徴収（給与から差し引き）する住民税について、納入書を使用して納める場合は「1. 必要」を、eLTAX地方税共通納税システムや金融機関等の納入サービス（インターネットバンキング等）を使用し納入書を使用しない場合は「2. 不要」の番号を□枠に記載してください。

記載例

受付印			指定番号 (給与支払者番号)	
			777777	
†新規以外の場合は指定番号を記入してください。 †新規の場合は「1」を記入。→				
大阪 市町村長				
提出日	令和6年1月27日	1.追加 →		
給与の支払期間	令和5年1月分から12月分まで			
給与支払者の個人番号又は法人番号	9876543210987 (右詰めで記入してください。)			
フリガナ	○○ショウジカブシキガイシャ	事業種目	各種商品小売	
給与支払者の名称又は氏名	○○商事株式会社	受給者総人員	678	人
所得税の源泉徴収をしている事業所又は事業所の名称	同上	特別徴収 住民税を給与から 差し引きする人	511	人
フリガナ	オオサカシキタクナカノシマ	普通徴収 住民税を給与から 差し引きできない人	9	人
同上の所在地	〒530-0005 大阪市北区中之島○丁目○番○号	乙欄 その他の	0	人
特別徴収開帳係 書類の送付先 (送付先の新規登記変更がある場合は記入)	〒541-0055 大阪市中央区船場中央 ○丁目○番○号	計	520	人
給与支払者が法人である場合は 代表者の氏名	大阪一郎	所轄税務署	大阪	税務署
連絡者の氏名、 所属課、係名 及び電話番号	総務課給与係 ヨドガワ イチロウ	給与の支払の方法 及びその期日	月給 每月25日	
氏名	淀川一郎	1.必要 住民税を特別徴収 給与から差し引きする場合、納入書の 提出は必要ですか	納入書を 使用して納入	1
電話番号	06-××××-×××	2.不要 eLTAX地方税共通 納税システム 金融機関等のサー ビスを使用		
氏名	梅田太郎			
開拓税理士等の 氏名、所在地 及び電話番号	大阪市北区梅田○丁目○番○号 □□税理士事務所			
電話番号	06-□□□□-□□□□			

注) 給与支払報告書(個人別明細書)につけて1月31日までに提出してください。

1月31日が土曜日、日曜日の場合は、2月第1月曜日の提出期限となります。

注)個人事業主の方は、個人番号を記入してください。本表を提出する際は、番号及び身元確認書類の提示又は提出(確認書類又はその写し)が必要です。

注)普通徴収として給与支払報告書を提出する場合は、普通徴収切替理由書を使用する等、提出先各市町村の提出方法を確認してください。

注)訂正する場合は二重線で抹消してください。

注)番号記入箇所は該当する番号を記入してください。

個人住民税の普通徴収への切り替え等について

個人住民税の特別徴収（給与からの差し引き）について、従業員等を雇用する事業主（給与支払者）は、毎年4月1日現在において在職するすべての従業員等（アルバイト・パート・役員等を含みます。）について、所得税の源泉徴収と同様に毎月従業員等に支払う給与から個人住民税を差し引いて、従業員等に代わって市町村へ納入していただくことになっています。ただし、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）することができます。普通徴収とすることができる条件等については、15ページをご覧ください。（給与支払者や従業員等の意思により普通徴収とすることはできませんので、ご注意ください。）

4. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

この届出書は、一つの様式で「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」と「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」とを兼ねています。

したがいまして、令和5年1月1日と令和6年1月1日現在の住所が異なる場合を除いては、この届出書を1部提出していただくことにより両方の異動届となります。

なお、給与所得者が退職した場合、特別徴収税額のうち給与から差し引けなくなった税額を退職金などから差し引いて納める制度（6ページの(オ)欄参照）が設けられていますが、この制度を適用される場合も、この届出書によって行うことになります。

① 提出しなければならない方……………令和6年1月1日以後、退職、転勤等の理由により給与の支払を受けなくなった方。

※ 給与の支払を受ける方について、住所のみの異動があった場合の届出は不要です。

② 提出先……………給与の支払を受けなくなった受給者の住所地の市町村へ提出してください。

提出先市町村の所在地は「5. 市町村所在地一覧表」(9~14ページ)に記載してあります。

なお、給与の支払を受けなくなった方のうち、令和5年度の特別徴収税額のある方で、令和5年1月1日と令和6年1月1日の住所地が異なる場合は、令和5年1月1日の住所地の市町村へは、特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和6年1月1日の住所地の市町村へは、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出してください。

③ 提出期限……………異動があった月の翌月10日まで。

④ 書き方……………次により記載してください。

(ア) 太線で囲んでいる部分についてのみ記載してください。

(イ) 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄

(1) 「所在地」・「名称」・「個人番号又は法人番号」欄

給与の支払者の所在地、名称及び個人番号又は法人番号を記載してください。なお、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて右詰めで記載してください。

(2) 「担当者」欄

この届出書について応答できる方の氏名及び課、係名と電話番号を記載してください。

(3) 5年度、6年度の「特別徴収指定番号」欄、「宛名番号」欄

5年度、6年度欄にそれぞれ市町村から通知を受けた特別徴収義務者指定番号及び特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）に記載している宛名番号を記載してください。

(ウ) 「給与所得者」欄

(1) 「氏名」欄

姓名とも正確に、また、結婚等により姓が変わった場合には、新姓も記載してください。

(2) 「生年月日」欄

生年月日を記載してください。なお、元号は該当番号を□枠に記載してください。

(3) 「個人番号」欄

個人番号を記載してください。

(4) 「住所」欄

○ 「1月1日現在」欄には、令和6年1月1日現在の住所を記載してください。

なお、令和5年度の特別徴収税額のある方で、令和5年1月1日と令和6年1月1日の住所地が異なる場合は、令和5年1月1日現在の住所地の市町村へは、特別徴収に係る給与所得者異動届出書を、令和6年1月1日現在の住所地の市町村へは、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書をそれぞれ提出いただくことになりますので、この場合には、特別徴収に係る給与所得者異動届出書には、令和5年1月1日現在の住所を、給与支払報告に係る給与所得者異動届出書には、令和6年1月1日現在の住所を記載してください。

○ 退職に伴う転居により住所が異なる場合は、「異動後」欄に新しい住所を記載してください。

○ 住所が団地、アパート等の場合には、棟番号、室番号まで正確に記載してください。

(5) 「(ア)特別徴収税額(年税額)」欄

市町村から通知された年税額を記載してください。

(6) 「(イ)徴収済税額」欄

すでに徴収した月分と税額を記載してください。

(7) 「(ウ)未徴収税額(ア)ー(イ)」欄

未徴収の月分と税額を記載してください。

(8) 「異動年月日」欄

「異動の事由」が発生した年月日を記載してください。

(9) 「異動の事由」欄

転勤・転籍、退職、死亡等の番号を□枠に記載してください。

また、異動の事由が「8. その他」の事由による場合は、下の□枠に理由を記載してください。

(10) 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄

異動後の残税額について該当する項目の番号を□枠に記載してください。

※海外事業所への転勤・派遣等により出国される場合や、在留期間の満了等により退職し海外に帰国されるなどの場合は、徴収を予定していた税金の納税に関する事項を処理いただく方(納税管理人)を定め、届出いただく必要があります。届出先など詳しくは、市町村へお問い合わせください。

(エ) ① 「特別徴収継続の場合」欄

給与所得者が、転勤等により新しい勤務先で特別徴収を希望する場合、新しい勤務先の所在地、名称、特別徴収指定番号、担当者及び法人番号をそれぞれ記載してください。

新しい勤務先での特別徴収事務を円滑に行っていただくため、新しい勤務先で特別徴収される月割額及び開始月をご連絡いただくようお願いします。連絡していただいた場合は、「新しい勤務先へは、月割額□円を□月分(翌月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。」欄にその旨を記載してください。

(オ) ② 「一括徴収の場合」欄

特別徴収税額のある給与所得者の方が退職された場合において、特別徴収税額のうち残税額については、次により給与又は退職手当等が支払われた際にまとめて特別徴収義務者において徴収し、納入していただくことになります。

なお、残税額をまとめて徴収していただく場合は、残税額を超える給与又は退職手当等が5月31日(例えば、令和5年度個人住民税にあっては、令和6年5月31日)までに支払われるときにはあります。

○ 退職の日が6月1日から12月31までの間(例えば、令和5年度個人住民税にあっては、令和5年6月1日から令和5年12月31までの間)の場合

退職した給与所得者から一括徴収の申出がある場合は、残税額をまとめて徴収してください。

○ 退職の日が翌年1月1日から4月30までの間(例えば、令和5年度個人住民税にあっては、令和6年1月1日から令和6年4月30までの間)の場合

退職した給与所得者本人から一括徴収の申出がない場合であっても、残税額をまとめて徴収してください。

一括徴収する場合は、該当する理由の「1」又は「2」の番号を□枠に記載し、次の所要事項を記載してください。

○ 「徴収予定額((ウ)と同額)」欄

給与の支払を受けないこととなる日又は一括徴収の申出日から5月31日までの間に支払を受けるべき給与又は退職手当等の額のそれから徴収すべきものとして、未徴収税額の全額を記載してください。

そして、一括徴収税額は、徴収した月の翌月の10日までに、他の給与所得者に係る月割額と併せて納入していただきますが、この場合、何月分の月割額と併せて納入していただくかを「左記の一括徴収した税額は□月分(翌月10日納期限)で納入します。」欄に記載してください。

(カ) 3 「普通徴収の（一括徴収しない）場合」欄

普通徴収の場合は、「1」から「3」の中から該当する理由の番号を□枠に記載してください。

記載例（転勤・転籍 特別徴収継続の場合）

注意事項		受付印											
市町村民税 給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書													
道府県民税 特別徴収													
6		〒 530-0005		大阪市北区中之島○丁目○番○号		整理番号		特別徴収指定番号					
大阪 市町村長		特別徴収地		特別徴収地		担当者		年					
合和 6 年		支払名義		支払名義		当該者		度					
2 月 3 日 提出者		個人番号又は法人番号 (在籍までご記入ください)		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		× × × ×		度					
給与所得者		オオサカタロウ		新姓		(ア) 特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額		異動の事由	
生年月日 個人番号		1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 51 年 1 月 2 日				例) 11月10日納期区分の場合~10月分		6 月分から		2 月分から		新姓を並び替えての番号のみによる 番号変更への影響はございません。	
在住地		大阪太郎				1 月分まで		1 月分まで		5 月分まで		異動の事由	
得意先登録用		大阪市中央区久太郎町○丁目○番○号				209,200		139,600		69,600		異動の事由	
提出者		大阪市中央区久太郎町○丁目○番○号				1 月 31 日		1 月 31 日		1 月 31 日		異動の事由	
① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)													
所		〒 551-0003		特別徴収指定番号		担当者		佐藤 和泉		新しい勤務先へ、			
新しく勤務する(特別徴収義務者)		大阪市大正区千鳥△丁目△番△号		999999		06-△△△△△-△△△△				月割額 17,400 円 を 2 月分			
住所		△△ショウジカブシキカイシャ		法人番号		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 2 3				(毎月10日納期限)から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
名称		△△商事株式会社								※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。			
② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)													
番号を記入		1. 异動年月日が12月31日以前かつ本人からの申出があつたため。 ← 2. 异動年月日が1月1日以降かつ特別徴収の継続の希望がないため。		特別徴収税額(ウ)と同額を右欄に記入		円		左記の一括徴収した税額は、		月分(翌月10日納期限)で納入します。			
③ 普通徴収の(一括徴収しない場合)(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)													
番号を記入		異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。											
		1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 ← 2. 异動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。											
市町村処理欄													
A		B		C		D		E		F			
G		H		I		J		K		L			

記載例（退職　一括徴収する場合）

受付印		市町村民税 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書 道府県民税 特別徴収									
6		530-0005		大阪市北区中之島○丁目○番○号		整理番号		5 年度 特別徴収指定番号 7777777			
大阪 市町村長		特徴付地		担当者 淀川一郎		6 年度 特別徴収指定番号 2					
令和6年		支収義務登録番号		電話番号 内線 ××××		7 年度 特別徴収指定番号					
3月2日		提出者個人番号又は法人番号(右詰めてご記入ください)		9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		異動の事由 ※事業主並びに従業員の希望による 普通徴収の場合は御指定下さい。		異動後の未徴収税額の徴収方法			
フリガナ オオサカ ハナコ 新		名前 ナニワ		(ア) 特別徴収税額(年税額)		(イ) 徴収済税額		(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日	
姓 大阪 花子		姓 浪速		例) 11月10日前期分の場合~10月分		6月分から		3月分から		令和6年	
生年月日 元号 3 1. 明治 2. 大正 51 年 1 月 2 日				6月分まで		2月分まで		5月分まで		2月分まで	
個人番号 5 6 7 8 5 6 7 8 5 6 7 8				円 242,200		円 181,900		円 60,300		円	
新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在									
新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在									
新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在									
① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)											
新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在	
新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在	
新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在		新規登録者登録日現在 1月1日現在	
② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)											
番号を記入 1. 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があつたため。 2. 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定期(ア)と回数を右欄に記入		60,300 円		左記の一括徴収した税額は、		3 月分(翌月10日前期限) で納入します。			
③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)											
番号を記入 異動年月日が1月1日~4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日~12月31日でかつ本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日~4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。		特別徴収処理欄		5年度		月分以降の月割額は		1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収		入力者 点検	
				6年度		月分以降の月割額は		1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他		入力者 点検	
市町村処理欄											
A		B		C		D		E		F	
G		H		I		J		K		L	

記載例（退職 普通徴収の（一括徴収しない）場合）

注 意 事 項 等		市町村民税 給与支払報告書 に係る給与所得者異動届出書											
受付印		道府県民税 特別徴収											
6		530-0005											
大阪 市町村長		大阪市北区中之島○丁目○番○号											
令和 6 年		○○商事株式会社											
11月 2日 提出者(者)		個人番号又は法人番号(右詰めで記入ください) 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7											
フリガナ 氏名 大阪二郎		新姓		(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済税額 (月) 11月10日前期間の場合は10月分		(ウ) 未徴収税額 (月) 11月10日前期間の場合は10月分		異動年月日		異動の事由 ※事業主及び従業員の異動のみによる 未徴収税額の場合はできません。	
生年月日 元々 3 - 1. 明治 2 正月 3.昭和 4 平成		51 年 1 月 3 日		6 月分から 10 月分まで		11 月分から 5 月分まで		和令 6 年		番号を記入 2		転勤・転籍 2.退職 3.死亡 4.休職 5.長次 6.支払少額 7.支払定期 8.その他	
個人番号 3 4 5 6 3 4 5 6 3 4 5 6				円 171,200		円 71,800		円 99,400		番号を記入 10 31		番号を記入 3	
住所 1月1日現在 東京後		大阪市西区新町○丁目○番○号 大阪市淀川区十三東△丁目△番△号											
① 特別徴収継続の場合(給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。)													
新しい勤務先(特別徴収義務者) 所在地 新規登録		所亭		特別徴収指定番号		相続者		当電話		新しい勤務先へ、 月割額 円 を 月 分			
新規登録										(翌月10日前期)から徴収し、納入するよう連絡済みです。			
新規登録										※新しい勤務先へ月割額をお伝えください。			
新規登録										受取者番号			
新規登録										納入書の要否 (新增の場合のみ記載)			
② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)													
番号を記入 1 ←		1. 異動年月日が12月31日以前だから本人からの申出があつたため。 2. 異動年月日が1月1日以後だから特別徴収の継続の希望がないため。		徴収予定額 (月)と同額)を右欄に記入		円		左記の一括徴収した税額は、 月分 (翌月10日前期) で納入します。					
※新しい勤務先が法人の場合は、ご確認の上記入してください。													
③ 普通徴収の(一括徴収しない)場合(①及び②に当てはまらない場合に記入してください。)													
番号を記入 1 ←		異動年月日が1月1日～4月30日の場合は、原則、一括徴収してください。 1. 異動年月日が6月1日～12月31日だから本人からの申出がないため。 2. 異動年月日が1月1日～4月30日だから給与及び退職手当等から未徴収税額(月)を一括徴収できないため。 3. 死亡による退職のため。		5年度		6年度		1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他		5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録										1. 特別徴収義務者を変更 2. 普通徴収切替 3. 一括徴収 4. その他			
新規登録										5年度		6年度	
新規登録													

5. 市町村所在地一覧表 (府県別・五十音順)

令和5年9月1日現在

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電話番号
滋 賀 県	【市】					
	大津市	252018	大津市御陵町3-1	市民税課	520-8575	(077) 528-2721
	近江八幡市	252042	近江八幡市桜宮町236	税務課	523-8501	(0748) 36-5505
	草津市	252069	草津市草津3-13-30	〃	525-8588	(077) 563-1234
	甲賀市	252093	甲賀市水口町水口6053	〃	528-8502	(0748) 69-2128
	湖南市	252115	湖南市中央1-1	〃	520-3288	(0748) 71-2319
	高島市	252123	高島市新旭町北畠565	〃	520-1592	(0740) 25-8116
	長浜市	252034	長浜市八幡東町632	〃	526-8501	(0749) 65-6524
	東近江市	252131	東近江市八日市緑町10-5	市民税課	527-8527	(0748) 24-5604
	彦根市	252026	彦根市元町4番2号	税務課	522-8501	(0749) 30-6140
県	米原市	252140	米原市米原1016番地	〃	521-8501	(0749) 53-5115
	守山市	252077	守山市吉身2-5-22	〃	524-8585	(077) 582-1115
	野洲市	252107	野洲市小篠原2100-1	〃	520-2395	(077) 587-6040
	栗東市	252085	栗東市安養寺1-13-33	〃	520-3088	(077) 551-0106
	【町】					
	愛荘町	254258	愛知郡愛荘町愛知川72	税務課	529-1380	(0749) 42-7690
	甲良町	254428	犬上郡甲良町在士353-1	〃	522-0244	(0749) 38-5064
	多賀町	254436	犬上郡多賀町多賀324	税務住民課	522-0341	(0749) 48-8113
	豊郷町	254410	犬上郡豊郷町石畠375	税務課	529-1169	(0749) 35-8119
	日野町	253839	蒲生郡日野町河原1-1	〃	529-1698	(0748) 52-6570
都 府	竜王町	253847	蒲生郡竜王町小口3	〃	520-2592	(0748) 58-3750
	【市】					
	綾部市	262030	綾部市若竹町8番地の1	税務課	623-8501	(0773) 42-4235
	宇治市	262048	宇治市宇治琵琶33番地	〃	611-8501	(0774) 22-3141
	亀岡市	262064	亀岡市安町野々神8番地	〃	621-8501	(0771) 25-5012
	木津川市	262145	木津川市木津南垣外110番地9	〃	619-0286	(0774) 75-1203
	京田辺市	262111	京田辺市田辺80番地	〃	610-0393	(0774) 64-1317
	京丹後市	262129	京丹後市峰山町杉谷889番地	〃	627-8567	(0772) 69-0180
	京都都市	261009	京都市中京区烏丸通御池下る虎屋町566番地の1 井門明治安田生命ビル5階	市税事務所 法人税務担当	604-8171	(075) 213-5246
	城陽市	262072	城陽市寺田東ノ口16番地、17番地	税務課	610-0195	(0774) 56-4021
府	長岡京市	262099	長岡京市開田1丁目1番1号	〃	617-8501	(075) 955-9507
	南丹市	262137	南丹市園部町小桜町47番地	〃	622-8651	(0771) 68-0004
	福知山市	262013	福知山市字内記13番地の1	〃	620-8501	(0773) 24-7024
	舞鶴市	262021	舞鶴市字北吸1044番地	〃	625-8555	(0773) 66-1026

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電 話 番 号
京 都 府	ミ 宮津市	262056	宮津市字柳縄手345番地の1	税務・国保課	626-8501	(0772) 45-1612
	ム 向日市	262081	向日市寺戸町中野20番地	税務課	617-8665	(075) 874-2243
	ヤ 八幡市	262102	八幡市八幡園内75番地	税務課 市民税係	614-8501	(075) 983-2164
	【町・村】					
	イ 井手町	263435	綾喜郡井手町大字井手小字南玉水67番地	税務課	610-0302	(0774) 82-6163
	伊根町	264636	与謝郡伊根町字日出651番地	住民生活課	626-0493	(0772) 32-0503
	ウ 宇治田原町	263443	綾喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1	税住民課	610-0289	(0774) 88-6633
	オ 大山崎町	263036	乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目3番地	〃	618-8501	(075) 956-2101
	カ 笠置町	263648	相楽郡笠置町大字笠置小字西通90番地の1	〃	619-1393	(0743) 95-2302
	キ 京丹波町	264075	船井郡京丹波町蒲生蒲生野487番地1	税務課	622-0292	(0771) 82-3802
	ク 久御山町	263222	久世郡久御山町島田ミスノ38番地	〃	613-8585	(075) 631-9926
	セ 精華町	263664	相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地	〃	619-0285	(0774) 95-1916
	ミ 南山村	263672	相楽郡南山山村大字北大河原小字久保14番地1	税住民福 祉課	619-1411	(0743) 93-0103
	ヨ 与謝野町	264652	与謝郡与謝野町字加悦433番地	住民税務課	629-2498	(0772) 43-9020
	ワ 和束町	263656	相楽郡和束町大字釜塚小字生水14番地の2	税住民課	619-1295	(0774) 78-3005
大阪府	【市】					
	イ 池田市	272043	池田市城南1丁目1番1号	課税課	563-8666	(072) 754-6222
	和泉市	272191	和泉市府中町二丁目7番5号	税務室 市民税担当	594-8501	(0725) 41-1551
	泉大津市	272060	泉大津市東雲町9番12号	税務課	595-8686	(0725) 33-1131
	泉佐野市	272132	泉佐野市市場東1丁目1番1号	〃	598-8550	(072) 463-1212
	茨木市	272116	茨木市駅前三丁目8番13号	市民税課	567-8505	(072) 620-1614
	オ 大阪市	271004	大阪市中央区船場中央1丁目4番3-203号 船場センタービル3号館2階	船場法人 市税事務所	541-8551	(06) 4705-2932
	阪 力	大阪狭山市	大阪狭山市狭山1丁目2384番地の1	税務グループ	589-8501	(072) 366-0011
	貝塚市	272086	貝塚市畠中1丁目17番1号	課税課	597-8585	(072) 433-7250
	柏原市	272213	柏原市安堂町1番55号	〃	582-8555	(072) 972-1501
	交野市	272302	交野市私部1丁目1番1号	税務室 (市民税係)	576-8501	(072) 892-0121
	門真市	272230	門真市中町1番1号	課税課 市民税グループ	571-8585	(06) 6902-5898
	河内長野市	272167	河内長野市原町1丁目1番1号	税務課	586-8501	(0721) 53-1111
	岸和田市	272027	岸和田市岸城町7番1号	市民税課	596-8510	(072) 423-9418
	堺市	271403	堺市北区百舌鳥赤畑町1丁3番地1 (2階)	〃	591-8701	(072) 231-9755
	四條畷市	272299	四條畷市中野本町1番1号	税務課	575-8501	(072) 877-2121
	吹田市	272051	吹田市泉町1丁目3番40号	市民税課	564-8550	(06) 6384-1231

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電 話 番 号
大	摂 津 市	272248	摂津市三島1丁目1番1号	市民税課	566-8555	(06) 6383-1111
	泉 南 市	272281	泉南市樽井1丁目1番1号	税 务 課	590-0592	(072) 483-9031
	大 東 市	272183	大東市谷川1丁目1番1号	課 稅 課	574-8555	(072) 870-0418
	高 石 市	272256	高石市加茂4丁目1番1号	税 务 課	592-8585	(072) 265-1001
	高 槐 市	272078	高槐市桃園町2番1号	市民税課	569-8501	(072) 674-7132
	豊 中 市	272035	豊中市中桜塚3丁目1番1号	〃	561-8501	(06) 6858-2133
	富 田 林 市	272141	富田林市常盤町1番1号	課 税 課	584-8511	(0721) 25-1000
	寝 屋 川 市	272159	寝屋川市本町1番1号	市民サービス部 (市民税担当)	572-8555	(072) 824-1181
	羽 斧 野 市	272221	羽曳野市誉田4丁目1番1号	税 务 課	583-8585	(072) 958-1111
	阪 南 市	272329	阪南市尾崎町35番地の1	〃	599-0292	(072) 471-5678
	東 大 阪 市	272272	東大阪市荒本北1丁目1番1号	市民税課	577-8521	(06) 4309-3135
	枚 方 市	272108	枚方市大垣内町2丁目1番20号	〃	573-8666	(072) 841-1221
	藤 井 寺 市	272264	藤井寺市岡1丁目1番1号	税 务 課	583-8583	(072) 939-1111
	松 原 市	272175	松原市阿保1丁目1番1号	課 税 課	580-8501	(072) 334-1550
	箕 面 市	272205	箕面市西小路4丁目6番1号	市民税室	562-0003	(072) 724-6710
	守 口 市	272094	守口市京阪本通2丁目5番5号	課 税 課	570-8666	(06) 6992-1458
	八 尾 市	272124	八尾市本町1丁目1番1号	市民税課	581-0003	(072) 924-3822
【町・村】						
府	河 南 町	273821	南河内郡河南町大字白木1359番地の6	税 务 課	585-8585	(0721) 93-2500
	熊 取 町	273619	泉南郡熊取町野田1丁目1番1号	〃	590-0495	(072) 452-1005
	島 本 町	273015	三島郡島本町桜井2丁目1番1号	〃	618-8570	(075) 962-5414
	太 子 町	273813	南河内郡太子町大字山田88番地	〃	583-8580	(0721) 98-5517
	田 尻 町	273627	泉南郡田尻町嘉祥寺375番地1	〃	598-8588	(072) 466-5003
	忠 岡 町	273414	泉北郡忠岡町忠岡東1丁目34番1号	〃	595-0805	(0725) 22-1122
	千 早 赤 鮮 村	273830	南河内郡千早赤阪村大字水分180番地	〃	585-8501	(0721) 72-0083
	豊 能 町	273210	豊能郡豊能町余野414の1	〃	563-0292	(072) 739-3417
	能 势 町	273228	豊能郡能勢町宿野28番地	理 財 課	563-0392	(072) 734-0153
	岬 町	273660	泉南郡岬町深目2000番地の1	税 务 課	599-0392	(072) 492-2752
【市】						
兵 庫 県	相 生 市	282081	相生市旭1丁目1-3	税 务 課	678-8585	(0791) 23-7128
	明 石 市	282031	明石市中崎1丁目5番1号	市民税課	673-8686	(078) 918-5013
	赤 穂 市	282120	赤穂市加里屋81	税 务 課	678-0292	(0791) 43-6803
	朝 来 市	282251	朝来市和田山町東谷213-1	〃	669-5292	(079) 672-3301
	芦 屋 市	282065	芦屋市精道町7-6	課 税 課	659-8501	(0797) 31-2121
	尼 崎 市	282022	尼崎市東七松町1-23-1	市民税課	660-8501	(06) 6489-6246

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電 話 番 号
兵 庫	淡路市	282260	淡路市生穂新島8番地	税務課	656-2292	(0799) 64-0001
	伊丹市	282073	伊丹市千僧1-1	市民税課	664-8503	(072) 783-1234
	小野市	282189	小野市中島町531番地	税務課	675-1380	(0794) 63-1000
	加古川市	282103	加古川市加古川町北在家2000番地	市民税課	675-8501	(079) 421-2000
	加東市	282286	加東市社50番地	税務課	673-1493	(0795) 42-3301
	加西市	282201	加西市北条町横尾1000番地	〃	675-2395	(0790) 42-1110
	川西市	282171	川西市中央町12-1	市民税課	666-8501	(072) 740-1111
	神戸市	281000	神戸市長田区二葉町5丁目1番32号2階	法人税務課 (特別徴収)	653-8770	(078) 647-9401
	三田市	282197	三田市三輪2-1-1	税務課	669-1595	(079) 563-1111
	宍粟市	282278	宍粟市山崎町中広瀬133番地6	〃	671-2593	(0790) 63-3000
	洲本市	282057	洲本市本町3-4-10	〃	656-8686	(0799) 22-3321
	高砂市	282162	高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	課税課	676-8501	(079) 442-2101
	宝塚市	282146	宝塚市東洋町1-1	市民税課	665-8665	(0797) 71-1141
	たつの市	282294	たつの市龍野町富永1005-1	市税課	679-4192	(0791) 64-3145
	丹波市	282235	丹波市氷上町成松字甲賀1	税務課	669-3692	(0795) 82-1001
	丹波篠山市	282219	丹波篠山市北新町41	課税課	669-2397	(079) 552-5306
	豊岡市	282090	豊岡市中央町2-4	税務課	668-8666	(0796) 21-9045
	西宮市	282049	西宮市六湛寺町10-3	市民税課	662-8567	(0798) 35-3151
	西脇市	282138	西脇市下戸田128番地の1	税務課	677-8511	(0795) 22-3111
	姫路市	282014	姫路市安田四丁目1番地	市民税課	670-8501	(079) 221-2261
	三木市	282154	三木市上の丸町10-30	税務課	673-0492	(0794) 82-2000
	南あわじ市	282243	南あわじ市市善光寺22番地1	〃	656-0492	(0799) 43-5213
	養父市	282227	養父市八鹿町八鹿1675	〃	667-8651	(079) 662-3164
県	【町】					
	市川町	284424	神崎郡市川町西川辺165-3	〃	679-2392	(0790) 26-1012
	猪名川町	283011	川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	〃	666-0292	(072) 766-0001
	稻美町	283819	加古郡稻美町国岡1丁目1番地	〃	675-1115	(079) 492-1212
	香美町	285854	美方郡香美町香住区香住870-1	〃	669-6592	(0796) 36-1113
	神河町	284467	神崎郡神河町寺前64	〃	679-3116	(0790) 34-0961
	上郡町	284815	赤穂郡上郡町大持278	〃	678-1292	(0791) 52-1113
	佐用町	285013	佐用郡佐用町佐用2611-1	〃	679-5380	(0790) 82-0662
	新温泉町	285862	美方郡新温泉町浜坂2673-1	〃	669-6792	(0796) 82-3113
	太子町	284645	揖保郡太子町鶴280番地1	〃	671-1592	(079) 277-1014
	多可町	283657	多可郡多可町中区中村町123番地	〃	679-1192	(0795) 32-2386
	播磨町	283827	加古郡播磨町東本荘1-5-30	〃	675-0182	(079) 435-0355
	福崎町	284432	神崎郡福崎町南田原3116-1	〃	679-2280	(0790) 22-0560

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電 話 番 号
奈良県	【市】					
	イ 生駒市	292095	生駒市東新町8-38	課 稅 課	630-0288	(0743) 74-1111
	ウ 宇陀市	292125	宇陀市榛原下井足17番地の3	税 务 課	633-0292	(0745) 82-8000
	カ 檜原市	292052	樺原市内膳町1丁目1番60号	市民税課	634-8509	(0744) 47-2634
	香芝市	292109	香芝市本町1397	税 务 課	639-0292	(0745) 44-3307
	葛城市	292117	葛城市柿本166	〃	639-2195	(0745) 69-3001
	コ 御所市	292087	御所市1-3	〃	639-2298	(0745) 62-3001
	五條市	292079	五條市岡口1-3-1	〃	637-8501	(0747) 22-4001
	サ 桜井市	292061	桜井市大字栗殿432-1	〃	633-8585	(0744) 42-9111
	テ 天理市	292044	天理市川原城町605	〃	632-8555	(0743) 63-1001
	ナ 奈良市	292010	奈良市二条大路南1丁目1-1	市民税課	630-8580	(0742) 34-1111
	ヤ 大和郡山市	292036	大和郡山市北郡山町248-4	税 务 課	639-1198	(0743) 53-1151
	大和高田市	292028	大和高田市大字大中98番地4	税 务 課 市民税係	635-8511	(0745) 22-1101
	【町・村】					
	ア 明日香村	294021	高市郡明日香村大字橘21番地	住 民 課	634-0142	(0744) 54-2282
	安堵町	293458	生駒郡安堵町大字東安堵958	税 务 課	639-1095	(0743) 57-1511
	イ 斑鳩町	293440	生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7-12	〃	636-0198	(0745) 74-1001
	オ 王寺町	294250	北葛城郡王寺町王寺2丁目1-23	〃	636-8511	(0745) 73-2001
	大淀町	294420	吉野郡大淀町大字桧垣本2090	〃	638-8501	(0747) 52-5501
	カ 上北山村	294519	吉野郡上北山村大字河合330番地	住 民 課	639-3701	(07468) 3-0223
	河合町	294276	北葛城郡河合町池部1丁目1-1	税 务 課	636-8501	(0745) 57-0200
	川上村	294527	吉野郡川上村大字追1335-7	総務税務課	639-3594	(0746) 52-0111
	川西町	293610	磯城郡川西町大字結崎28-1	税 务 課	636-0202	(0745) 44-2211
	上牧町	294241	北葛城郡上牧町大字上牧3350番地	〃	639-0293	(0745) 76-2509
	ク 黒滝村	294446	吉野郡黒滝村大字寺戸77	住民生活課	638-0292	(0747) 62-2031
	コ 広陵町	294268	北葛城郡広陵町大字南郷583-1	税 务 課	635-8515	(0745) 55-1001
	サ 三郷町	293431	生駒郡三郷町勢野西1丁目1-1	〃	636-8535	(0745) 43-7314
	シ 下市町	294438	吉野郡下市町大字下市1960	〃	638-8510	(0747) 52-0001
	下北山村	294501	吉野郡下北山村大字寺垣内983	住 民 課	639-3803	(07468) 6-0001
	ソ 曾爾村	293857	宇陀郡曾爾村大字今井495-1	住民生活課	633-1212	(0745) 94-2102
	タ 高取町	294012	高市郡高取町大字觀覚寺990-1	税 务 課	635-0154	(0744) 52-3334
	田原本町	293636	磯城郡田原本町890-1	〃	636-0392	(0744) 32-2901
	テ 天川村	294462	吉野郡天川村沢谷60	住 民 課	638-0392	(0747) 63-0321
	ト 十津川村	294497	吉野郡十津川村大字小原225-1	財 政 課	637-1333	(0746) 62-0903
	ノ 野迫川村	294471	吉野郡野迫川村大字北股84	住 民 課	648-0392	(0747) 37-2101
	ヒ 東吉野村	294535	吉野郡東吉野村大字小川99	税務保険課	633-2492	(0746) 42-0441

府県名	市町村名	市町村コード	所 在 地	担当課	郵便番号	電 話 番 号
奈良県	平群町	293423	生駒郡平群町吉新1丁目1-1	税務課	636-8585	(0745) 45-1001
	御杖村	293865	宇陀郡御杖村大字菅野368	住民生活課	633-1302	(0745) 95-2001
	三宅町	293628	磯城郡三宅町大字伴堂689	税務課	636-0213	(0745) 44-3072
	山添村	293229	山辺郡山添村大字大西151	住民課	630-2344	(0743) 85-0043
	吉野町	294411	吉野郡吉野町大字上市80-1	町民税務課	639-3192	(0746) 32-3081
和歌山县	【市】					
	有田市	302040	有田市箕島50	税務課	649-0392	(0737) 22-3576
	岩出市	302091	岩出市西野209	〃	649-6292	(0736) 62-2141
	海南市	302023	海南市南赤坂11番地	〃	642-8501	(073) 483-8416
	紀の川市	302082	紀の川市西大井338	〃	649-6492	(0736) 77-2511
	御坊市	302058	御坊市蘭350	〃	644-8686	(0738) 23-5504
	新宮市	302074	新宮市春日1番1号	〃	647-8555	(0735) 23-3333
	田辺市	302066	田辺市新屋敷町1番地	〃	646-8545	(0739) 26-9920
	橋本市	302031	橋本市東家1丁目1番1号	〃	648-8585	(0736) 33-6212
	和歌山市	302015	和歌山市七番丁23番地	市民税課	640-8511	(073) 435-1036
	【町・村】					
	有田川町	303666	有田郡有田川町大字下津野2018番地4	税務課	643-0021	(0737) 52-2111
	印南町	303909	日高郡印南町大字印南2570番地	〃	649-1534	(0738) 42-1731
	かつらぎ町	303411	伊都郡かつらぎ町丁ノ町2160	〃	649-7192	(0736) 22-0300
	上富田町	304042	西牟婁郡上富田町朝来763	〃	649-2192	(0739) 34-2371
	北山村	304271	東牟婁郡北山村大沼42	総務課	647-1603	(0735) 49-2331
	紀美野町	303046	海草郡紀美野町動木287	税務課	640-1192	(073) 489-5905
	串本町	304280	東牟婁郡串本町サンゴ台690番地5	〃	649-3592	(0735) 62-0586
	九度山町	303437	伊都郡九度山町九度山1190	〃	648-0198	(0736) 54-2019
	高野町	303445	伊都郡高野町大字高野山636番地	総務課	648-0281	(0736) 56-3000
	古座川町	304247	東牟婁郡古座川町高池673番の2	住民生活課	649-4104	(0735) 72-0180
	白浜町	304018	西牟婁郡白浜町1600	税務課	649-2211	(0739) 43-5555
	すさみ町	304069	西牟婁郡すさみ町周参見4089	〃	649-2621	(0739) 55-4800
	太地町	304221	東牟婁郡太地町太地3767の1	総務課	649-5171	(0735) 59-2335
	那智勝浦町	304212	東牟婁郡那智勝浦町大字築地7丁目1番地1	税務課	649-5392	(0735) 52-1094
	日高町	303828	日高郡日高町高家626	〃	649-1213	(0738) 63-3802
	日高川町	303925	日高郡日高川町大字土生160番地	〃	649-1324	(0738) 22-1701
	広川町	303623	有田郡広川町広1500	〃	643-0071	(0737) 63-1122
	みなべ町	303917	日高郡みなべ町芝742	〃	645-0002	(0739) 72-2015
	美浜町	303810	日高郡美浜町大字和田1138番地の278	〃	644-0044	(0738) 23-4903
	湯浅町	303615	有田郡湯浅町青木668番地1	住民生活課	643-0002	(0737) 64-1106
	由良町	303836	日高郡由良町里1220の1	税務課	649-1111	(0738) 65-1802

個人住民税の主な改正について（令和6年度以降適用）

【森林環境税・森林環境譲与税の創設】

温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、森林環境税（国税）及び森林環境譲与税が新たに創設されました。

森林環境税は国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、令和6年度より、市町村において個人住民税均等割と併せて年額で1,000円が徴収されます。その税収の全額が、国によって森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されます。

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、平成26年度から10年間、個人住民税均等割に年額で1,000円が加算されていましたが、令和5年度で加算期間が終了します。

【特別徴収税額通知書（納税義務者用）の電子化】

特別徴収税額通知書については、現行制度において特別徴収義務者の選択により特別徴収義務者用の電子的送付（eLTAXを経由）が可能とされていますが、令和6年度より、これに加えて納税義務者用についても電子的送付が可能となり、市町村における電子的送付の対応が義務付けされます。

電子申告（eLTAX）により給与支払報告書を提出する際に、特別徴収義務者用・納税義務者用のそれぞれにつき、電子的送付の希望の有無を提出先の市町村に報告することにより、市町村から特別徴収税額通知書の電子的送付が行われます。

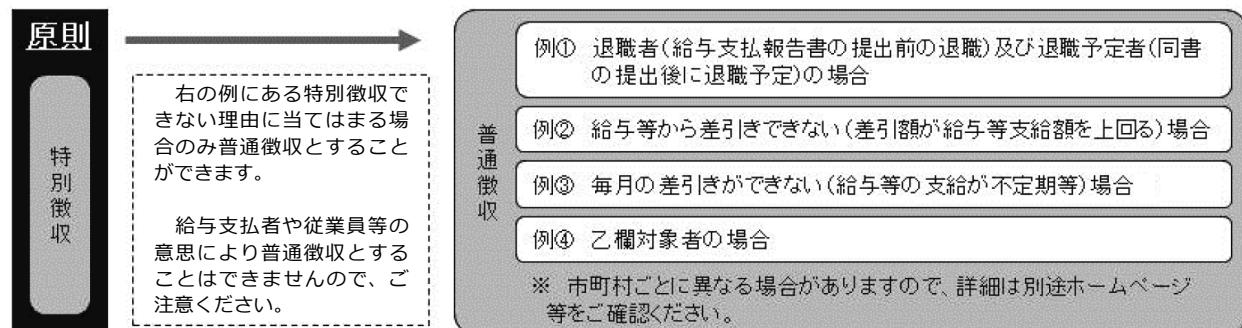
【給与所得者異動届出書の提出枚数の変更】

令和6年1月以降提出分より、給与所得者異動届出書の市町村提出用枚数が1人につき2枚から1枚に変更になります。

個人住民税の特別徴収について

給与支払者（事業主等）の皆さまには、従業員等の個人住民税の特別徴収（給与からの差引き）の徹底にご協力をいただいています。令和6年度の給与支払報告書の作成及び提出においても、引き続きご協力くださいますようお願いいたします。

なお、特別徴収できない理由に当てはまる従業員等は、普通徴収（個人で納付）とすることができます。普通徴収を選択する場合は、普通徴収への切替理由書や給与支払報告書に特別徴収できない理由等を明記して提出する必要があります。詳しくは、各市町村のホームページ等をご確認ください。



特別徴収とは、給与支払者（事業主等）が、従業員等の個人住民税を給与から差し引いて、市町村ごとに納入していただく制度です（地方税法第321条の4）。

●詳しくは、各市町村へお問い合わせください。